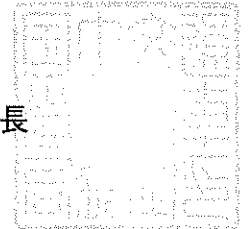




国自情第54号の3
国自整第60号の3
平成24年7月6日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局等に通知しましたので、ご了承頂きますとともに、傘下会員への周知方宜しくお願いいたします。

国自情第54号
国自整第60号
平成24年7月6日

各地方運輸局長 あて
沖縄総合事務局長 あて

自動車局長

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）並びに自動車登録規則等の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第70号）の施行に伴い、「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年7月9日から適用することとしたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）を以下のとおり改正する。

I. 登録自動車

1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車）

（1）型式指定自動車の場合

（ア）提出書類

（K）①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

（2）型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(1) ①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

1-2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

(1) 提出書類

(シ) ①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

2. 変更登録・自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ウ) ①中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

②中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

⑥○個人中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

3. 移転登録・自動車検査証記入の申請

3-1. 売買等によるもの

(1) 提出書類

(ケ) ①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

(サ) ①中「外国人登録原票記載事項証明書、」を削る。

②中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

3-2. 相続によるもの

3-2-1. 単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）

(1) 提出書類

(コ) ①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

3-2-2. 共同相続

(1) 提出書類

(ケ) ①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

3-3. 合併によるもの

(1) 提出書類

(ケ) ①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ケ) ①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

3-5. 判決によるもの（新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る）

(1) 提出書類

(ケ) ①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの

(1) 提出書類

(キ) ①中「外国人登録原票記載事項証明書、」を削る。

②中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合

(1) 提出書類

(キ) ①中「外国人登録原票記載事項証明書、」を削る。

②中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

9. 自動車検査証の記入申請

9-1. 構造変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ウ) ①中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

②中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

11. 自動車検査証再交付の申請

(2) 提示書類

(ア) ③中「外国人登録証明書」を、「在留カード、特別永住者証明書」に改める。

12. 登録事項等証明書交付の請求

(1) 提出書類

(ウ) 中「⑥」を「⑦」に、「外国人登録原票（交付請求する日前30日以内に作成されたものに限る。）」を「国土交通大臣が適当と認める書類であって交付請求する日前30日以内に作成されたもの」に改める。

(2) 提示書類

(ア) ③から⑥までを次のように改める。

③住民基本台帳カード

④在留カード

⑤特別永住者証明書

⑥その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

(ア) ⑥の次に次のように加える。

⑦①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

II. 二輪の小型自動車

1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車）

(1) 型式指定自動車の場合

(ア) 提出書類

(h) ①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(i) ①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

1-2. 中古者（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車）

（1）提出書類

（ケ）①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

2. 自動車検査証記入の申請

2-1. 構造変更検査を伴わない場合

（1）提出書類

（ウ）①中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

②中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

5. 自動車検査証の再交付の申請

（2）提示書類

（ア）③中「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書」に改める。

6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

（2）提示書類

（ア）③中「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書」に改める。

Ⅲ. 軽二輪

1. 新規届出

1-1. 新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合）

（1）提出書類

（エ）①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

1-2. 中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合）

（1）提出書類

（エ）①中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

2. 記入申請（管轄変更を伴わないもの）

（1）提出書類

（ウ）①個人（a）中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

4. 転入届出

（1）提出書類

（エ）①個人（a）中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

5. 転入抹消

（1）提出書類

（カ）①個人（a）中「、外国人登録原票記載事項証明書」を削る。